

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和8年6月22日（月） 開会 午後4時00分 閉会 午後4時50分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	12名 27名
欠席委員	神谷 孝雄委員、都築 英治委員、神谷 彦成推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	渡邊事務局課長、石原係長、池田主査、大橋主事、青山	
議事録署名者	6 横山 淳子 委員 8 杉本 哲哉 委員	

会議の記録

午後4時、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は6番 横山 淳子委員 8番 杉本 哲哉委員

また、欠席者は4番 神谷 孝雄委員 7番 都築 英治委員

10番 神谷 明志推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程1 第23号議案 農地利用最適化推進委員の辞任について

上記の議題について石原係長から次のとおり説明があった。

この度、2名の推進委員から辞任願の提出がございましたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき農業委員会の同意を求めるものでございます。

辞任願の提出があったのは、荒木久寿推進委員及び清水仙也推進委員です。辞任年月日は両委員とも令和8年7月19日、辞任の理由は令和8年7月20日付で安城市農業委員会委員に任命予定であるためでございます。

辞任の理由について詳細をご説明させていただきますので、2ページをご覧ください。

まず、農業委員会等に関する法律の規定についてご説明いたします。法律の第18条において、「推進委員は委員と兼ねることができない。」と規定されております。ここでいう「委員」とは「農業委員」のことを指します。次に第20条第1項で、「推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。」、同条第2項で、「推進委員はその任期満了後も後任の推進委員が就任するまでは、なおその職務を行う。」と規定されております。

次に、第23条で、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とされております。

次に、「2 任期について」ですが、(1)第25期の任期満了日については、農業委員が令和8年7月19日まで、推進委員は農業委員の任期満了まで在任することとなっておりますので、同じく7月19日までとなります。ただし、後任が就任するまではその職務を行っていただくこととなります。

次に(2)第26期の就任予定日ですが、農業委員は7月20日付で市長から

任命される予定です。一方、推進委員は、総会で農業委員会から委嘱することで、就任となりますが、今年は7月20日が休日であることから、総会は7月22日に開催することを予定しております。このことにより、第25期の推進委員が、第26期において農業委員になる場合、重複期間が発生してしまうため、推進委員の辞任の手続きが必要ということになります。事務局といたしましては、今回の辞任の理由は法第23条に規定する「正当な事由」に当たると判断しております。

説明は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

日程第2 第24号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号30番から32番の3件です。申請内容は、使用貸借権を設定するもの、賃貸借権を設定するもの、所有権移転をするものがそれぞれ1件ずつです。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが3件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが1件、農地を管理することが困難なためが2件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第25号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び
日程第4 第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議しますので、ご承知おきください。

では、事務局より説明願います。

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第3 第25号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号7番の1件で、転用用途は農業用倉庫です。

続きまして、日程第4 第26号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号40番から56番までの17件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が13件、住宅敷地が1件、工場が2件、駐車場が1件です。

このうち、受付番号52番につきまして、別冊の資料でご説明します。【日程第4第26号議案】と書かれた資料をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

本案件は、受人である●●が渡人14名の所有する田を転用し、工場を設置するものです。受人は、●●市に本社を置き、精密金型、治具、工具及び高精密プラスチック製品の製造を営んでおり、●●市に製造工場を構えていますが、取引先からの受注数が増え続けていることに伴い既存施設が手狭となり新たに施設を設置する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。隣接する用悪水路54㎡を一体利用地として今回の申請地と合わせて利用します。

続いて3ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。太い赤枠で囲われた土地が、申請地です。

次に、4ページが土地利用計画図となっております。周辺農地等に係る支障の有無についてですが、敷地境界部分には流出防止柵を設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。排水計画について、雨水は敷地内で集水し、汚水は合併浄化槽で処理したのちに油水分離槽を経由させ、敷地内に設置する地下貯留槽に溜め、流量を調節しながら、北側既設水路へ放流します。

資金計画については、申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

本申請地についての立地基準ですが、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に区分され、許可基準は住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可できる農地と判断しております。

説明案件を含む5条申請いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

説明案件のほかに申請面積1,000㎡以上の案件については、5ページの受付番号41番の工場となりますので、場所の確認をお願いいたします。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

今回の申請に関する現地調査につきましては、6月16日(火)に加藤公健委員と都築英治委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

それでは、菱田政量委員に関係する事項について審議いたしますので、菱田政量委員は退席していただきます。

それでは、菱田政量委員に関係する事項は、日程第3、第25号議案の受付番号7の案件です。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

菱田政量委員は入室してください。

続きまして、菱田政量委員に関係する事項を除く案件について審議いたします。

議長が質疑を諮ったところ次の通り意見があった。

○ 杉浦泰明推進委員

農地法第5条による許可申請受付番号52番の●●町●●の転用ですが、●●町の地主の方がほとんど揃っていて、10年前の工業団地に引き続き、このように大きな転用をされてしまうと経営に非常に響きますし、将来的にもどうして行こうかと思えます。営農継続支払金の制度ができたとはいえ、その制度もずっとではありませんので、もう少し考えていただきたいなと思えます。●●市で工場をやっているようですけど、安城でなければならぬ理由があったので

しょうか。

○ 池田主事

52番の●●というところですが、確かに本社は●●市にございまして、主な取引先の企業が安城市に多いということで、●●市の本社と取引先との安城の中間地点ということで今回の所を選定されております。

かつ、この場所が安城市の都市計画マスタープラン、産業系拡大市街地圏域に位置づけされているところでございましたので、この場所を選定されたと思いません。

○ 杉浦泰明推進委員

大丈夫ではないですが、地元に戻ったらそのように説明させていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第27号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5 第27号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3番、4番の2件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第6 報告第6号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第6号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明ご説明申し上げます。今回の届出

は、受付番号4番・5番の2件です。転用事由としましては、敷地の拡張が1件、道路用地が1件です。

続きまして農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号19番から25番の7件です。転用行為別に見ますと、宅地用地が1件、敷地の拡張が1件、住宅の建築が5件です。

最後に、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は受付番号61番の1件です。解約事由別に見ますと、収用ための1件です。

以上で説明を終わります

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 農地所有適格法人の事業状況等の報告について

1 ページ、資料1をご覧ください。

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に農業委員会へ経営状況等を報告することになっています。

また、農業委員会はその報告を受け、その法人が農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の4つの要件である、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を満たしているか、及び満たさなくなるおそれがないかについて確認する必要があります。

では、一覧表の下部の※1から※4までをご覧ください。

まず、1ですが、法人の形態としては、非公開の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社又は農事組合法人でなければなりません。

次に、2、事業要件としては、売上高の過半が農業によるものであることが必要です。

そして、3、構成員の要件としては、農業常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協などの議決権が、総議決権の1/2を超えていることが必要です。

最後に4、役員要件としては、役員の過半が農業の常時従事者であり、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事していることとございます。

そして、報告のあった市内8法人について、提出された報告書のこれら4要件を確認し、まとめたものが表のとおりであります。結果としてすべて要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について次のとおり説明があった。

1 前期粘土採掘場の現地調査結果について

上記について池田主事より次の通り説明があった。

先日の6月1日及び6月17日に粘土採掘場の現地調査を行いましたのでその結果についてご報告させていただきます。

定例会資料2ページ、右肩に資料2とあるページをご覧ください。。

調査対象は市内全域で14箇所、総面積は87,419㎡です。

6月1日については事務局のみで一部の粘土採掘場の調査を行い、17日は農地利用最適化推進員3名、農業委員会事務局職員3名、愛知県西三河農林水産事務所職員2名、西三粘土推進の会から2名の合計10名が3班に分かれて残りの採掘所を確認しました。

調査につきましては、危険防止対策等の有無、排水状況、道水路の保全状などを主に確認しました。

調査結果については3ページの通りとなります。

14件のうち4件が既に農地復旧まで完了しており、施工中だった10件の現場のうち指導が必要な現場はございませんでした。

なお、調査結果につきましては、西三河農林水産事務所、西三粘土推進の会へ文書にて送付をしており、各粘土採掘業者においては調査結果と今後も適切な管理をお願いする旨を記載した文書を送付させていただきました。

以上で報告を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、石原係長から次の通り説明があった。

2 農業委員会親睦会（仮）会計報告について

4ページ、資料3をご覧ください。

この件は本来、会計期間後に報告事項とするものですが、今年度につきましては、本日が現委員の皆様が出席される最後の会議となりますので、昨年7月2

0日から本日までの約11カ月間の親睦会の収支状況を仮報告させていただきます。

ではまず、収入の部につきましては、「前期からの繰越金」が320万円余り、「報酬からの積立」は、昨年の7月から今年の5月までの11カ月分として231万円でございます。「親睦会会費」として事務局職員分が11万円、その他「利子」として6,238円ございまして、合計が563万4,592円となっております。

対する、支出の部につきましては、「懇親会費」が44万8,107円、「慶弔見舞金等」が4万2,700円、「公務災害共済掛金」が8万4,000円、「振込手数料」として2,090円ございまして、合計が57万6,897円となっております。

本日以降の収支見込みとしましては、収入としては、6月の積立分が、支出としては、本日の懇親会に係る費用が見込まれております。

会計期間が終了した後に監査をしていただき、収支差引額については、皆様の報酬等の振込口座にお返しをさせていただく予定でございます。8月の初旬までにはお返ししたいと考えております。

3 農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う引継等について

5ページ、資料4をご覧ください。

始めに、今期で退任される皆様への連絡とお願いを順に申し上げます。

まず、(1)任期についてですが、先ほどの議案でもご説明いたしましたとおり、農業委員、推進委員ともに7月19日までということになりますが、推進委員におかれましては、後任が就任するまでその職務を行っていただくことになります。

次に、(2)、身分証の返却について、ということで、身分証につきましては、農業委員は7月20日以降、推進委員は7月22日以降、7月末日までを目途に事務局へご返却くださいますようお願いいたします。

次に、(3)タブレットの返却についてですが、本日ご持参いただいていない方は、6月末日までを目途に事務局へご返却をお願いいたします。

次に、(4)ですが、その他の物品につきましては、返却していただく必要はございません。

続いて(5)、7月分活動記録簿につきましては、任期満了までの記録をご記入の上、7月末日を目途に事務局にご提出くださいますようお願いいたします。

続いて(6)、全国農業新聞につきましては、8月以降も購読を希望される方は、口頭でも結構ですので、その旨を今月末までに事務局へお申出ください。た

だし、8月以降の購読料は自己負担となりますので、この点をご理解の上で継続をお願いします。また、お申出がなかった方につきましては、購読契約を7月末で終了させていただきますので、ご了承ください。

次に、(7) 親睦会費の還付につきましては、先ほどの仮の会計報告でご説明いたしましたとおり、収支差引額を報酬振込口座に還付させていただく予定です。

そして、次に、(8) 後任の方への事務引継についてということで、これは特に推進委員の皆様から後任の方への引継をお願いしたいこととございます。

まずアで、意見書の記入に関する地区の慣例や慣習です。本市で転用などの申請の際に求めている意見書については、7月24日の研修会で、事務局から一般的な運用についての説明はさせていただきますが、皆様からもこうしたことを含め、後任の方に引継と助言などをお願いできればと思います。なお、意見書の記入につきましては、7月21日までは現推進委員、22日以降は新しい推進委員が行うこととなりますので、事務局の窓口でもそのように説明をまいります。

次にイ、担当地区の不耕作地及び違反転用農地に関する情報など、農地パトロールに従事するに当たって留意すべき事項、です。地域推薦の26人の推進委員の方の、農地パトロールにおける担当区域の割当てにつきましては、基本的には後任の方にそのまま引き継ぐとお考えください。したがって、懸案事項などがございましたら、先ほどの意見書の場合と同様に後任の方への助言等をお願いできればと思います。

次期の委員の方で、団体推薦の推進委員や、農業委員の農地パトロールにおける担当地域は、現在調整中とございます。決定いたしましたら、現委員の方にも改めてご案内させていただきますので、必要に応じて後任の方への引継にご活用ください。

次に(9) 秘密保持義務についてですが、法に基づき、退任後も職務上知り得た秘密を漏らさない義務がありますので、ご注意くださいようお願いいたします。

次に、6ページの再任予定の方へのお願いでございますが、(1) 身分証は来期用のものに更新いたしますので、今期使用しているものは、任期満了後に事務局へお返しくください。

(2) は先ほどと同様です。

(3) その他の物品についてですが、バッジと農パトのマグネットシートは来期も引き続き使用いたします。キャップと腕章については新しいものを配布予定です。

(4) につきましても、先ほどと同様でございます。

最後に、来期に農業委員をお務めいただく予定の6名の方には、別の資料をお手元にお配りいたしました。これは、先日、日程調整にご協力をいただきました、新体制への移行に向けた準備会に関する通知文でございますが、開催日が7月17日（金）午後1時30分から決定しましたので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご出席をお願いいたします。

4 次回予定

次回からは新体制にて開催いたします。

農業委員会総会を7月22日（水）の午前9時30分からを予定しております。詳細につきましては、7月上旬に開催通知にてお知らせ予定です。

また、定例会は、7月24日（金）に開催いたします。

開始時刻、場所は、記載のとおりでございますが、午後1時30分から本庁舎3階第9会議室にて運営委員会を、午後2時30分から第10会議室にて定例会を開催し、定例会後に農地パトロールに関する研修会を開催する予定でございます。

退任される委員の方につきましては、活動記録簿6・7月分の提出を7月末日までにご提出をお願いいたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり意見があった。

○ 石川和明推進委員

今日で最後の会になるので、これまでもいろいろお話しさせていただきましたが、気になるところを皆さんと情報共有したいと思います。

1つは、農地に対する所有者の考え方が大きく変化をしてくれています。一昔前の人たちは先祖からもらった農地は大切に受け継いでいくという考え方でしたが、今は相続の分散等もあり、相続した際に田んぼは要らない、早くお金に換えたいという人が非常に多くなってきたのが現実ではないかという気がしております。その中で、地域計画の絡みもありますが、線引き等で地元の中でトラブルにならないような形にしなければいけないと思います。開発業者は農地の売買よりも転用の売買の方が大きく単価がかわってくるので、いろいろと口出しをしていることもあるので、それぞれの地域でトラブルにならないような流れを作っていかなければいけない。辞められる方も、それぞれの集落の中で中心的にトラブルにならないような方向性を作ってもらいたいと思います。

もう1つは農地の売買の時に担い手が買うことが優遇されておりますが、こ

の中でも実際に担い手の売買が成立していることがあります。過去からお話しする中で北海道くらい広い農地で、10年くらい前の地代で買える農地なら担い手が買っていった方が得だろうと思いますが、いくら安いと言っても担い手がどんどん買える状況ではない中で、この地域の農地をどう守っていくか非常に気になっておりますので意見を共有したいと思います。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後4時50分、議長は閉会を宣する。